

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 青少年に有益な書籍として推奨する件 六〇
- 一般競争入札を行う件二件 六〇
- 都市計画法により公聴会を開催する件 六三
- 福島海区漁業調整委員会 六三
- 漁業法により指示する件 六三

告 示

福島県告示第八百五十四号
 福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な書籍として、次のものを推奨する。
 平成三十年十一月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

推奨番号	名 称	制作者又は配給者	備 考
二四八	すごいね！ みんなの 通学路	文 ローズマリー・マカー ニ 訳 西田佳子 発行所 西村書店	推奨対象 小学生（低学年 及び中学年）
二四九	きつねのお はなはん	さく 中川正文 え 二俣英五郎 発行所 株式会社福音館書	推奨対象 幼児及び小学生 （低学年）

公 告

二五〇	青い月の石	作 トンケ・ドラフト 訳 西村由美 発行所 株式会社岩波書店	店 推奨対象 小学生（高学年） 及び中学生
二五一	危機の現場 に立つ	著者 中満泉 発行所 株式会社講談社	推奨対象 中学生、高校生、 青年及び一般

（こども・青少年政策課）

公告第267号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県土木部共用機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年11月26日

福島県知事 内堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 ノートパソコン 732台
- (2) 借入物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 借入期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- (4) 納入場所 福島県土木部企画技術総室土木企画課ほか25か所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加をする者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 開札の日から起算して2年前の日から3に掲げる日までに、国又は地方公共団体等に対し、仕様書に定める機器と同種の物品について、1契約当たり100台以上納入（販売又は貸与）した実績を有し、かつ、確実に納入できること。（貸与においては、現在履行中の契約を実績に含む。）
- (5) 借入物品に係る迅速な保守、修理及び部品供給等を契約期間中円滑に行い得る体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年12月14日（金）午後5時まで次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成30年12月14日（金）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県土木部土木総室土木総務課

電話024-521-7454

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成30年11月26日（月）から平成31年1月11日（金）まで（土曜日、日曜日、平成30年12月24日（月）及び同月31日（月）から平成31年1月3日（木）までを除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙40枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年12月4日（火）午後5時までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 平成31年1月16日（水）午前11時
- (2) 場所 福島県庁本庁舎1階土木総務課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成31年1月15日（火）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Laptop Computer 732 units
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00 a.m., 16 January, 2019
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 15 January, 2019
- (4) Contact point for the notice : General Affairs Division, Public Works Section, Public Works Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7454
(土木総務課)

公告第268号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年11月26日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ノート型パソコン（福島県職員用）Ⅱ 56台
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成31年3月29日（金）
 - (4) 納入場所 福島県企画調整部情報政策課
 - (5) 最初の契約に係る入札の公告の日 平成30年8月21日（火）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
 - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年12月20日（木）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成30年12月20日（木）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成30年11月26日（月）から同年12月20日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。

なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙14枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年12月5日（水）午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成30年12月5日（水）午前11時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成31年1月11日（金）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月10日（木）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Notebook Personal Computer (for Prefectural Official) II 56units

(2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00 a.m., 11 January 2019

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 10 January 2019

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

公告第二百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、二本松本宮都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成三十年十一月二十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 公聴会の開催日時及び場所

日時 平成三十年十二月十八日（火） 午後七時から

場所 本宮市本宮字矢来三十九番一号 中央公民館第一会議室

二 公聴会の案件

二本松本宮都市計画道路を変更する案

三 公述人の資格

公述人になることができる者は、二本松本宮都市計画区域内の住民に限る。

四 公述人の申出

公述人になろうとする者は、平成三十年十二月十一日（火）までに、別記様式による公述申出書をその者の居住する市町村又は福島県東北建設事務所を経由して知事に提出して申し出るものとする。

五 その他

1 福島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年福島県規則第九十一号）第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。

2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市計画課、福島県東北建設事務所又は本宮市の都市計画担当課において縦覧に供する。

3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市計画課、2の福島県建設事務所又は2の都市計画担当課に問い合わせること。

別記様式

公 述 申 出 書

平成30年11月26日付け福島県報に登載された「二本松本宮都市計画道路を変更する案」に関し、次のとおり公述を申し出ます。

平成30年 月 日

福島県知事 内堀 雅 雄

公述申出人

住 所

ふりがな

氏 名

1 意見を述べようとする理由

2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本工業規格

A列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。

(都市計画課)

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、ひらめの保護増殖を図るため、ひらめの採捕等について、次のとおり指示する。

平成三十年十一月二十六日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻 芳 弘

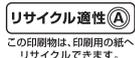
一 指示の内容

1 福島県海面において、全長三十センチメートル未満のひらめは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。

2 漁業を営む者又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、1の規定に違反して採捕されたひらめ又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならない。

二 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成三十一年一月一日から同年十二月三十一日までとする。



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行者 印刷所 福 島 県 株式会社 第 一 印 刷